

岡山市北区まちづくりアンバサダーの認定に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岡山市北区まちづくりアンバサダー（以下「アンバサダー」という。）を認定するにあたって必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 アンバサダーは、岡山市北区に在住・通勤・通学等の関係があり、特に北区のまちづくりに興味を持ち、北区の情報発信等に協力ができる者の中から、岡山市北区長（以下「北区長」という。）が認定した者とする。

(定員)

第3条 アンバサダーの定員は上限を定めず、希望する者があれば、北区長の審査により認定できるものとする。

(認定期間)

第4条 アンバサダーの認定期間は、認定日から認定日の属する年度の末日までとし、事業の継続上、北区長が必要と認める場合は、さらに1年間継続されるものとし、その後も同様とする。

(報酬等)

第5条 アンバサダーに認定された者への報酬・交通費等は支給しない。

(認定解除)

第6条 北区長が特に必要と認める場合は、認定期間においても、アンバサダーの認定を解除することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。